上富田町の給与・定員管理等について

1　総括

(1)　人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口(24年度末)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 23年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
24	15,273	6,162,616	56,987	857,062	13.9%	14.9

(2)　職員給与費の状況(普通会計決算)

区　分	職員数	給　与　費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
年度	人	千円	千円	千円	千円
24	102	345,906	35,879	122,126	511,253

一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,012	5,612

(注)　1　職員手当には退職手当を含まない。
　　　2　職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
　　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含ん
　　　　でいない。

(3)　特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

抑制済又は減額措置の内容

(給料)
　特別職・管理職・一般職ともに3.6%減額。
　H25.4.1ラスパイレス指数103.0、H25.4.1ラスパイレス指数(参考値)95.2、減額時点のラスパイレス指数98.8
(手当)
　時間外勤務手当・休日勤務手当は、基礎となる給料の減額を反映。

(その他)

(4)　ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

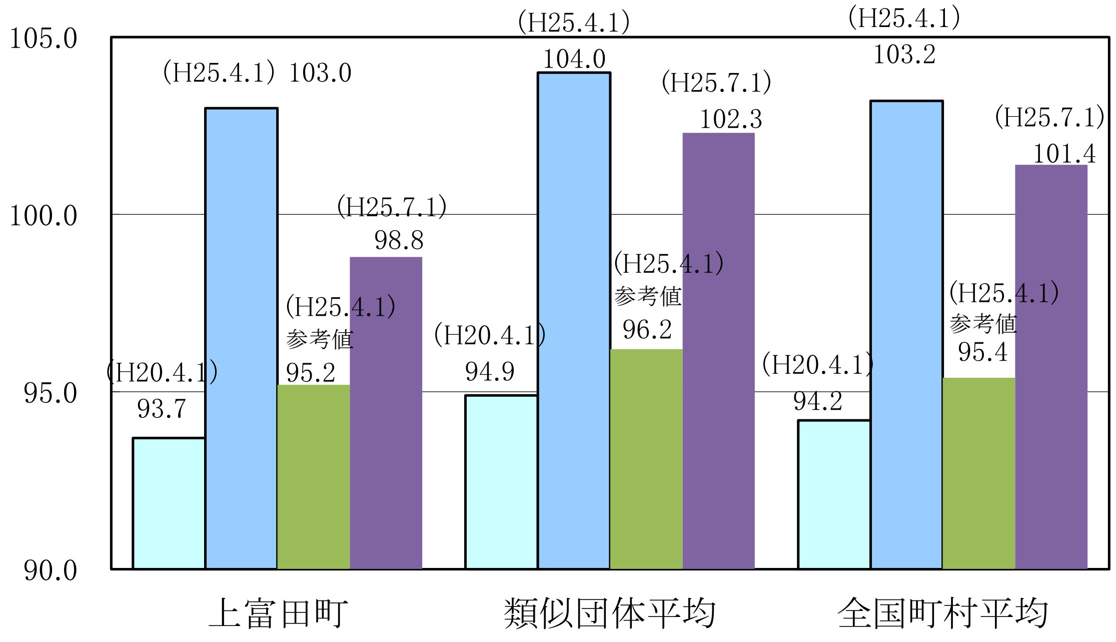

(注)　1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を
　　　　学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　　3　「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である

(5) 給与改定の状況

本町は人事委員会を設置していないため記載を省きます。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成２５年４月１日現在)

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上富田町	41.6　歳	305,800　円	338,500　円	327,700　円
和歌山県	42.5　歳	333,549　円	410,033　円	369,212　円
国	43.1　歳	307,220(332,446)　円	―	376,257(405,463)　円
類似団体	42.5　歳	316,601　円	361,874　円	342,511　円

②教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上富田町	31.3　歳	309,300　円	328,300　円
和歌山県	45.7　歳	381,072　円	422,030　円
類似団体	41.5　歳	302,044　円	323,362　円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等おを除いたも(
算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与
措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成２５年４月１日現在)

区　分		上富田町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200　円	178,800　円	一般　163,987(172,200)　円
	高 校 卒	140,100　円	144,500　円	133,418(140,100)　円
教 育 職	大 学 卒	172,200　円	199,700　円	―　円
	高 校 卒	140,100　円	154,900　円	―　円

(注) 国家公務員欄におれる括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成２５年４月１日現在)

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	240,600　円	315,400　円	340,300　円	350,900　円
	高 校 卒	200,800　円	273,400　円	309,300　円	338,500　円
教 育 職	大 学 卒	240,600　円	315,400　円	340,300　円	350,900　円
	高 校 卒	200,800　円	273,400　円	309,300　円	338,500　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1） 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成２５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事、書記、保育士、調理師、栄養士、保健師、社会福祉士	12　人	15.6　%	135,600　円	243,700　円
2　級	主事、書記、保育士、調理師、栄養士、社会福祉士	10　人	13.0　%	185,800　円	307,800　円
3　級	係長、主任、主査	22　人	28.5　%	222,900　円	354,700　円
4　級	課長補佐、局長補佐、保育所長補佐	15　人	19.5　%	261,900　円	388,300　円
5　級	会計管理者、課長、局長、企画員、検査員、保育所長	18　人	23.4　%	289,200　円	400,600　円

（注） 1　上富田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

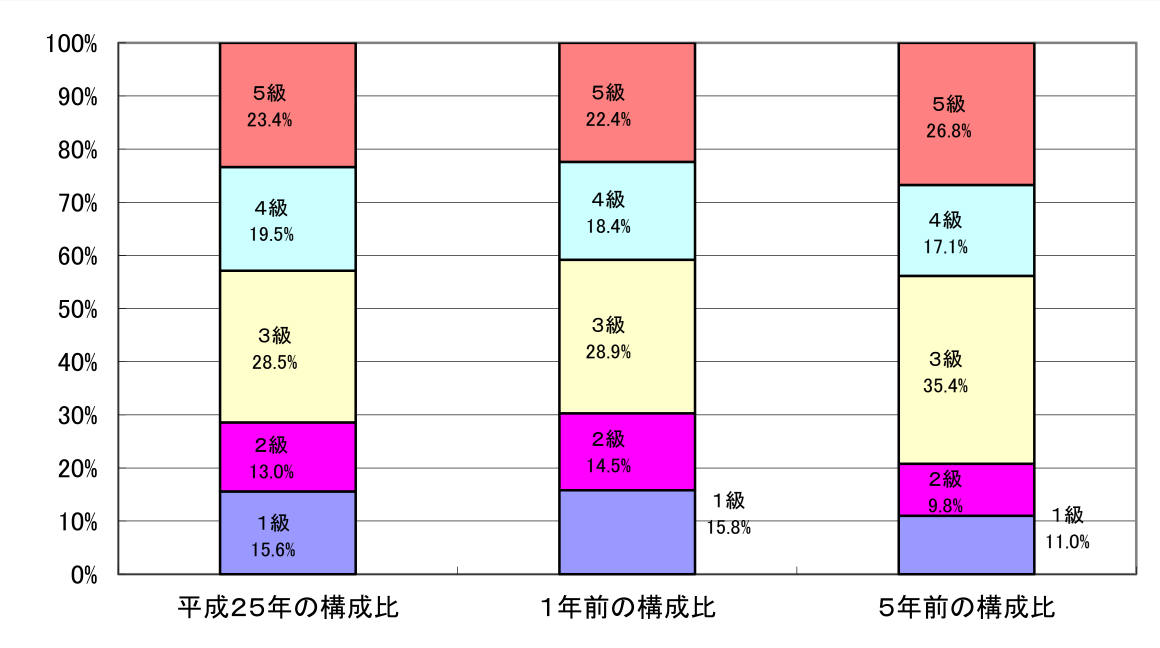

（注） 平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

（2） 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況
　平成23年度から実施。

４　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

上富田町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,314 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,561 千円	―
(平成24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10% ・管理職加算　10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への反映は未実施

（2）退職手当（平成２５年４月１日現在）

上富田町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置(2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置(2%～20%)	
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3）地域手当　　該当なし

（4）特殊勤務手当（平成２５年４月１日現在）

支給実績(24年度決算)	222 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	4,826 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	38.3 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
大雨洪水警報に伴う出動 建物火災に伴う出動	全職員	情報収集・避難所開設等	312 千円	6,000円・4,000円

（5）時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	11,230 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	93 千円
支給実績(23年度決算)	9,702 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	82 千円

(6)　その他の手当（平成２５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者月額13,000円、配偶者以外の扶養親族 6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円)、16歳から22歳までの年度に月額5,000円加算	同		9,612 千円	178,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に最高27,000円	同		4,198 千円	246,941 円
通勤手当	片道2km以上で交通用具を使用している職員に月額2,000円～24,500円以内	同		2,957 千円	42,855 円
管理職手当	課長・企画員に月額28,000円 保育所長に月額17,000円	異	月定額	6,629 千円	254,962 円
宿日直手当	宿直および休日日直を行った職員に1回4,200円	同		1,031 千円	18,411 円

５　特別職の報酬等の状況（平成２５年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	648,000 円 （720,000 円）	854,000 円／ 215,100 円
	副町長	531,000 円 （590,000 円）	710,000 円／ 288,000 円
報酬	議長	300,000 円 （ 円）	420,000 円／ 226,500 円
	副議長	260,000 円 （ 円）	360,000 円／ 180,000 円
	議員	240,000 円 （ 円）	345,000 円／ 157,000 円
期末手当	市区町村長 副町長	(24年度支給割合) 2.60 月分　加算　給与月額の35%	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.60 月分　加算　給与月額の10%	
退職手当		(算定方式)　(1期の手当額)　(支給時期)	
	市区町村長	720,000×在職月数×43.3/100　14,964,480円　任期毎	
	副町長	590,000×在職年数×25.8/100　7,306,560円　任期毎	
備考			

(注)　1　給料及び報酬の(　)内は、減額措置を行う前の金額である。
　　　2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数 平成25年	職員数 平成24年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	20	21	△ 1	事務の兼務
		税務	10	8	2	事務の兼務
		民生	32	32	0	
		衛生	8	7	1	事務の兼務
		労働	0	0	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	1	1	0	
		土木	9	8	1	事務の兼務
		計	88	85	3	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 57.62 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.26 人)
	教育部門		14	13	1	事務の兼務
	小　計		102	98	4	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 66.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.39 人)
公営企業等会計部門	水道		6	6	0	
	下水道		3	3	0	
	その他		10	10	0	
	小　計		19	19	0	
合　計			121 [150]	117 [150]	4 [ ]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 79.22 人

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
　　　2 [　]内は、条例定数の合計である。

（2）年齢別職員構成の状況（平成２５年４月１日現在）

（例）

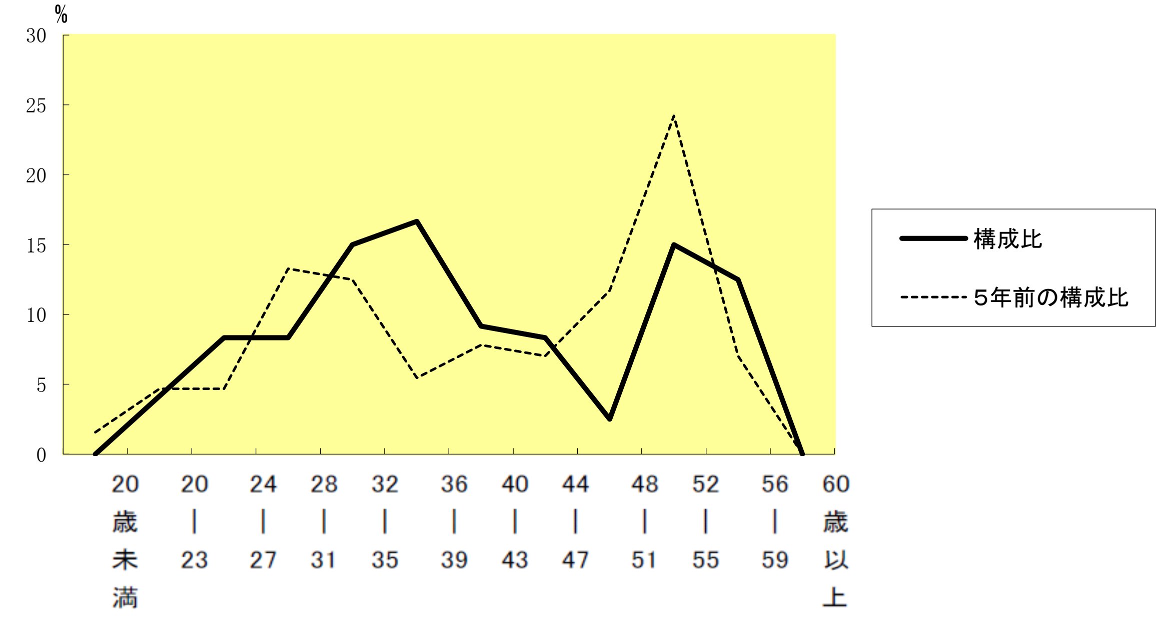

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 5	人 10	人 10	人 18	人 20	人 11	人 10	人 3	人 18	人 15	人 0	人 120

（3）職員数の推移

年度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	95	95	91	86	85	88	▲ 7 （ ▲ 7.4 ％）
教育	12	11	11	12	13	14	2 （ 16.7 ％）
普通会計計	107	106	102	98	98	102	▲ 5 （ ▲ 4.7 ％）
公営企業会計計	22	19	19	19	19	19	▲ 3 （ ▲ 13.6 ％）
総合計	129	125	121	117	117	121	▲ 8 （ ▲ 6.2 ％）

※　1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

　　2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 平成23年度の総費用に占める職員給与費比率
24年度	千円 351,597	千円 83,488	千円 43,321	% 12.3	% 13.4

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
24年度	人 6	千円 21,689	千円 3,415	千円 8,034	千円 33,138	千円 5,523

(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,258

(注)　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　　2　職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成２５年４月１日現在)

区　分	平　均　年　齢	基本給	平均月収額
上　富　田　町	40.5　歳	307,236　円	336,519　円
市　町　村　平　均	45.2　歳	353,532　円	520,694　円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

上富田町水道事業	上富田町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(24年度) 1,339　千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,314　千円
(24年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 勤勉手当　1.35　月分	(24年度支給割合) 期末手当　2.60　月分 勤勉手当　1.35　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　5%、10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　5%、10%

イ　退職手当(平成２５年４月１日現在)

上富田町水道事業			上富田町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.03　月分	28.7875　月分	勤続20年	23.03　月分	28.7875　月分
勤続25年	32.83　月分	38.955　月分	勤続25年	32.83　月分	38.955　月分
勤続35年	46.55　月分	55.86　月分	勤続35年	46.55　月分	55.86　月分
最高限度額	55.86　月分	55.86　月分	最高限度額	55.86　月分	55.86　月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置(2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置(2%～20%)	
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円	1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	379 千円
職員１人当たり平均支給年額（24年度決算）	63 千円
支給実績（23年度決算）	72 千円
職員１人当たり平均支給年額（23年度決算）	10 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ　その他の手当（平成２５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者月額13,000円、配偶者以外の扶養親族 6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円)、16歳から22歳までの年度に月額5,000円加算	同	無	1,368 千円	273,600 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に最高27,000円	同	無	0 千円	0 円
通勤手当	片道2km以上で交通用具を使用している職員に月額2,000円～20,900円以内	同	無	96 千円	24,000 円
管理職手当	課長・企画員に月額28,000円	同	無	672 千円	336,000 円